

令和 4 年度第 2 回
豊田市社会福祉審議会 高齢者専門分科会

令和 5 年 3 月 2 3 日（木）

目 次

（2）地域包括支援センター運営協議会に関すること

【議題 1】 地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所について
(承認事項)

【議題 2】 令和 5 年度豊田市地域包括支援センター事業運営方針について
(承認事項)

【議題 3】 豊田市認知症初期集中支援チームの今後のあり方について（報告事項）

福祉部 高齢福祉課

【議題1】地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所について 【承認事項】

承認には、地域包括支援センターが公正中立の立場で委託を実施しているかの判断が必要である。なお、平成17年度地域包括支援センター運営協議会において、「年数回の運営協議会での事前承認は難しいため、過度に委託先が偏っていないか判断の上、豊田市が随時決定し、運営協議会の事後承認を受ける」とされている。

1 新規に委託契約を締結した事業所（令和4年6月～令和4年12月）

	指定居宅介護支援事業所名	住所
① 介護予防ケア マネジメント	ひなたケアプランとよた	豊田市美里2丁目7-4 ハイランド加納102号室
	ベネッセ介護センター春日井	愛知県春日井市高蔵寺町北1丁目205 明川マンション202号
	おむすびケアプラン	愛知県東郷町和合牛廻間132-3
	メグリア ケアプラン浄水	豊田市浄水町豊田浄水特定土地区画整理223街区19
② 指定介護予防 支援	ひなたケアプランとよた	豊田市美里2丁目7-4 ハイランド加納102号室
	ケアプランセンター藤岡の楽園	豊田市西中山町オケ洞10-5
	葵ケアサポートセンター	愛知県額田郡幸田町大字坂崎字西長根25番地1 セラヴィ坂崎210
	ケアプランセンター北方	岐阜県本巣郡北方町柱本白坪2丁目3番地
	ベネッセ介護センター春日井	愛知県春日井市高蔵寺町北1丁目205 明川マンション202号
	おむすびケアプラン	愛知県東郷町和合牛廻間132-3
	メグリア ケアプラン浄水	豊田市浄水町豊田浄水特定土地区画整理223街区19
	ケアプランセンター いちじくの実	愛知県長久手市岩作向田20-1

2 委託の偏りについて（P2～3参照）

事後承認内容：地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託している介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援について、委託件数の50%以上を占める居宅介護支援事業所への委託に正当な理由があると認められるため、公正中立の立場で委託を実施していることの承認

計算方法：(最大委託件数/全委託件数) %

最大委託件数：委託先の中で最も件数が多い事業所の委託件数

基準：介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない
(50%以上の場合は、正当な理由を記載)

3 参考（承認の根拠）

豊田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
(運営協議会の所掌事務)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項の承認に関する事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

④ センターが介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所

(2)地域包括支援センター運営協議会に関すること

地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業所	最大 委託 件数	全 委託 件数	割合 (%)	50%以上の理由	
① 介護予防ケアマネジメント	こささの里地域包括支援センター	ケアプランセンター 益富の楽園	1	2	50.0	委託数が僅少のため
		おむすびケアプラン	1			
	トヨタ地域包括支援センター	メグリア ケアプラン浄水	2	4	50.0	
	ぬくもりの里包括支援センター	相談処 げつじんのまど	1	1	100.0	
	ひまわり邸地域包括支援センター	とよた苑居宅介護支援事業所	2	3	66.7	
	ふくしの里包括支援センター	幸の風ケアプランセンター	2	3	66.7	
	ふじのさと包括支援センター	ケアプランセンター藤岡の楽園	1	1	100.0	
	ほっとかん地域包括支援センター	ベネッセ介護センター春日井	1	1	100.0	
	みのり園地域包括支援センター	居宅介護支援事業所ほほえみの里若林	1	1	100.0	
	みなみ福寿園地域包括支援センター	居宅介護支援ジヨイプラン	1	2	50.0	
		居宅介護支援事業所ブルーム	1			
	わかばやし園地域包括支援センター	ライフサポート介護センター豊田南 居宅介護支援事業所	3	3	66.7	
	笑いの家地域包括支援センター	居宅介護支援事業所豊水園	1	1	100.0	
	地域包括支援センターくらがいけ	日本介護サービス株式会社	1	1	100.0	
	足助地域包括支援センター	足助病院 介護保険相談室	8	12	66.7	

地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業所	最大委託件数	全委託件数	割合 (%)	50%以上の理由		
② 指定介護予防支援	つつみ園地域包括支援センター	ライフサポート介護センター-豊田南居宅介護支援事業所	2	4	50.0	委託数が僅少のため	
	ひまわり邸地域包括支援センター	ケアステーションきらら豊田日之出	2	4	50.0		
	みのり園地域包括支援センター	みのり園居宅介護支援センター	1	2	50.0		
		ベネッセ介護センター-春日井	1				
	わかばやし園地域包括支援センター	ケアプラン高岡	1	1	100.0		
	笑いの家地域包括支援センター	居宅介護支援事業所笑いの家	1	1	100.0		
	石野の里地域包括支援センター	石野の里ケアプランセンター	4	4	100.0		
	地域包括支援センター-猿投の楽園	日本介護サービス株式会社	1	1	100.0		
	地域包括支援センター-保見の里	あびお居宅介護支援事業所	3	2	66.7		
	豊田地域ケア支援センター	あびお居宅介護支援事業所	3	2	66.7		
	豊田福寿園地域包括支援センター	ケアプランセンター-なないろ	2	4	50.0		
	いなぶ包括支援センター	いなぶ介護支援事業所	2	2	100.0		
	ぬくもりの里包括支援センター	ぬくもりの里居宅介護支援事業所	1	1	100.0		
	足助地域包括支援センター	足助病院 介護保険相談室	12	23	52.2		利用者希望のため
	地域包括支援センター-藤岡の楽園	ケアプランセンター-なないろ	5	10	50.0		

【議題2】 令和5年度豊田市地域包括支援センター事業運営方針について 【承認事項】

豊田市地域包括支援センター事業運営方針について、以下のとおり定める。
なお、令和5年度に変更した部分は下線、追加した部分は下線としている。

令和5年度 豊田市地域包括支援センター事業運営方針

地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）、基幹包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にし、地域型センター及び基幹型センターの業務が円滑かつ効率的に実施できるように運営方針を定める。

地域型センター及び基幹型センターは、以下の方針に沿って、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントを始めとする業務を行う。

《重点方針》

介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける高齢者の相談窓口として、引き続き個別支援に注力し、より市民に密着し、迅速かつ継続的に対応する。

- 個別支援に関する能力の強化（ケアマネジメント能力の向上、地域型センター運営受託法人を含めた人材育成の実施及び知識・技術の補完による能力強化）
- 総合的な認知症施策のさらなる推進に向けた認知症地域支援推進員の活動強化

《方針項目》

- 1 地域包括ケアシステムの構築方針
- 2 地域型センター及び基幹型センター基本方針
- 3 担当地区ごとのニーズに応じた事業運営方針
- 4 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築方針
- 5 介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の基本方針
- 6 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託に関する方針
- 7 ケアマネジメント支援の実施方針
- 8 地域ケア会議の運営方針
- 9 認知症に関する取組方針
- 10 市との連携方針
- 11 地域型センターと基幹型センターとの連携方針
- 12 公正・中立性確保のための方針
- 13 運営協議会において提言された内容への対応
- 14 苦情対応に関する方針
- 15 相談者の個人情報及び情報セキュリティ等に関する方針
- 16 職員の人材育成に関する方針

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

1 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者等が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスの5つの高齢者ニーズに合わせて、切れ目のない支援に努める。

2 地域型センター及び基幹型センター基本方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進する。
- (2) 基幹型センターは、地域型センターのニーズを把握し、地域型センターが円滑に事業の実施ができるように適切な支援を実施する。なお、基幹型センターの主な機能としては、「後方支援」「企画・研修機能」「目標管理機能」「課題集約・提言機能」等を有するものとする。
- (3) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 市の方針である、第8期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき事業を遂行する。
 - イ 「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
 - ウ 担当地区の特性や住民特性等の実情に応じた対応を行う。
 - エ 保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が、専門知識等を生かして相互に連携・協働しながらチームで活動する。
 - オ 高齢者に包括的にサービス等が提供されるネットワークを構築する。
 - カ 住民の相談に懇切丁寧に対応し、関係者等とのネットワークを活用し、支援する。
 - キ 高齢者本人の選択を重視するとともに、本人や家族の思いを理解して支援を行う。
 - ク 介護予防・健康づくりに通じる社会参加を進める。
 - ケ 住民や高齢者を含めた多様な担い手による支え合いの体制づくりを推進する。
 - コ 豊田市在宅医療・福祉連携推進計画を踏まえた切れ目のない医療・介護の連携を推進する。

3 担当地区ごとのニーズに応じた事業運営方針

- (1) 地域型センターは、担当地区の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、地区の実態やニーズ、そこから把握される課題を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 関係機関等と協力し、担当地区の実態やニーズを常に把握できる体制を整備する。
 - イ 認知症及びひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の実態とニーズの把握に重点的に取り組む。
 - ウ 把握した担当地区のニーズや課題等に沿った事業計画を策定し、事業に取り組む。

4 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、高齢者を取り巻く多種多様な課題に対応するため、あらゆる機会を通じて関係機関等との連携強化を意識し、高齢者を支援するためのネットワークの構築を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア ネットワーク構築のために、地域住民や関係機関と担当地区の実態や課題等の情報共有を行う。
 - イ 地域ケア会議の開催や多職種が集まる研修会への積極的な参加等により、ネットワークの構築を図る。
 - ウ 関係機関等と連携・協力し、複合的な課題を抱えている世帯を支援する。

5 介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の基本方針

- (1) 地域型センターは、高齢者の介護予防及び日常生活支援のため、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき、状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 高齢者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき、高齢者の自立に向けて設定された目標を達成するために、介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を活用したケアマネジメントを行う。
 - イ 援助にあたっては、介護予防手帳の活用などにより、高齢者本人の意欲を引き出し、主体的な取り組みを促すことに留意し、セルフマネジメントの推進を図る。
 - ウ 国・県・市等からの最新情報の把握及び各種研修への参加などにより、ケアマネジメント能力の向上に努める。

6 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託に関する方針

地域型センターは、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託にあたり、高齢者と委託先の指定居宅介護支援事業所の円滑な関係づくりを図ると共に、委託後も情報共有、連携に留意し、高齢者の地域での暮らしに対する総合的な支援に努める。

7 ケアマネジメント支援の実施方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、介護支援専門員等のニーズや課題を把握し、介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境を整備するとともに、介護支援専門員等の個別ケアマネジメントに対する支援を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 介護支援専門員等への関係機関や多職種に関する情報提供や、意見交換の場等を活用した介護支援専門員等と関係機関・多職種との関係づくりなどを行い、連携体制の構築を支援する。

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

- イ 介護支援専門員等の相互のネットワーク構築のため、定期的に情報交換会を開催する。
- ウ 介護支援専門員等の実践力向上のために必要な研修や事例検討会、地域ケア個別会議等を開催する。
- エ 介護支援専門員等が相談しやすい環境や体制を確保する。
- オ 介護支援専門員等の個別事例に対し、ニーズに沿って必要な支援を行う。
- カ 介護支援専門員等に対する支援・指導能力の向上に努める。

8 地域ケア会議の運営方針

- (1) 地域ケア会議は、地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会、地域ケア推進会議から構成される。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会においては、医療・介護の専門職と関係機関・地域支援者が連携して、ケアマネジメント支援や地域支援ネットワークの構築につなげる。
 - イ 多職種で自立支援を考える会においては、ケーススタディの積み重ね等により、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント力の向上に努める。
 - ウ 地域型センターは、地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会の個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を把握し、課題解決に向けた取組を実施する。
 - エ 基幹型センターは、地域型センターが把握した地域課題等を集約し、地域ケア推進会議における課題解決のための協議につなげる。

9 認知症に関する取組方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、認知症（若年性認知症を含む）になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員・チームオレンジコーディネーターの役割を包括的に有しながら、認知症に関する取組を行う。なお、事業の企画・調整においては、認知症の本人の視点を踏まえるとともに、本人支援と家族支援の一体的支援を意識した取組に努める。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 認知症に関する啓発と相談支援を行う。
 - イ 認知症初期集中支援チームや関係機関とのネットワークを構築する。
 - ウ 認知症に関する事業の企画・調整を行う。
 - エ 認知症高齢者等の見守り支援を行う。
 - オ 認知症の人の家族に対する支援を行う。
 - カ 認知症の人の社会参加に関する支援を行う。

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

10 市との連携方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、あらゆる委託業務の運営において常に市と連携し、「報告・連絡・相談」の徹底を図り、情報の共有を行う。
- (2) 地域型センター及び基幹型センターは、行政機関の権限行使（措置、成年後見制度市長申立て、高齢者虐待防止法による立入調査、警察への援助要請等）に協力・連携する。
- (3) 地域型センター及び基幹型センターは、業務実施に当たり必要な個人情報の共有の方針や共有する情報の範囲について、市と協議・確認する。
- (4) 市は、地域型センター及び基幹型センターの業務実施に必要な情報提供や支援を行う。

11 地域型センターと基幹型センターとの連携方針

- (1) 地域型センターは、地域課題や目標等を基幹型センターと共有し、相互に連携することで課題解決に向けた効果的な取組を行う。
- (2) 基幹型センターは、28か所の地域型センターを統括し、必要な支援を実施する。

12 公正・中立性確保のための方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、包括的支援事業のみならず、第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援においても、常に地域社会、その他関係機関からの信頼を損なうことがないよう、事業の実施に当たっては公正・中立の立場を確保しなければならない。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 公正・中立性に配慮して、介護サービス事業所や居宅介護支援事業所を紹介する。
なお、経緯については記録に残すものとする。
 - イ 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないようにする。

13 運営協議会において提言された内容への対応

市、地域型センター及び基幹型センターは、地域包括支援センター運営協議会において提言を受けた場合は、その内容を真摯に受け止めて、適切な事業の実施に努める。

14 苦情対応に関する方針

地域型センター及び基幹型センターは、住民等からの苦情に対応するための適切な体制を確保する。苦情を受け付けた場合は、その内容や対応について記録をするとともに、関係者間で情報を共有し、再発防止に努める。

15 相談者の個人情報及び情報セキュリティ等に関する方針

地域型センター及び基幹型センターは、個人情報の取扱い及び情報セキュリティを確保するため、別に市が示す「豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守しなければならない。また、適切な相談スペースの確保やプライバシーに配慮した対応に努める。

16 職員の人材育成に関する方針

- (1) 地域型センターの職員は、市及び基幹型センターが提供する研修計画に沿った研修に積極的に参加し、知識や専門性の向上に努める。
- (2) ブロック協力事業を活用し、地域型センターの枠を超えて職員相互が学び合う風土を醸成する。
- (3) 地域型センターの運営受託法人は、組織全体で職員の人材育成に取り組む。

【議題3】 豊田市認知症初期集中支援チームの今後のあり方について

【報告事項】

1 認知症初期集中支援チームの概要

(1) 支援チームの定義

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人（以下「訪問支援対象者」という。）及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期^{注1}の支援を包括的、集中的^{注2}に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

注1) 認知症の発症後のステージとしての病気の早期段階の意味だけでなく、認知症の人への関りの初期(ファーストタッチ)という意味をもつ。対象となる認知症の人は初期とは限らず、中期であっても医療や介護との接触がこれまでなかった人も含む。

注2) 概ね6か月を目安に本格的な介護チームや医療につなげていくことを意味している。

(2) チーム構成

チーム医 1名（豊田加茂医師会推薦医師）、チーム員 3名（豊田市社会福祉法人委託）

(3) 訪問支援対象者

ア 原則、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ、認知症が疑われる者又は認知症の者

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 医療サービス、介護サービスを受けていない又は中断している者（条件有）

(イ) 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

2 支援チームの活動状況

(1) 活動実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度*	令和3年度
相談件数(延数)	66件	47件	54件	185件	113件
支援決定数(実数)	53件	35件	36件	67件	31件

*令和元年度にスクリーニング会議を廃止し、相談ルートを変更したため件数が増加

(2) 評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①医療/介護引継	93.8%	80%	97.3%	92.7%	84.4%
②初動日数	21.1日	19.9日	22.7日	15.5日	21.2日
③訪問支援対象者(終了者) ^{*1}	38件	34件	39件	46件	44件
④困難事例対応割合 ^{*2}	100%	100%	75%	73.1%	74.2%
⑤DBD13スコア差	-	-4.4	-0.52	-0.91	-3.6

*1 対象者数が多いことが単に活発に活動している意味ではない *2 チーム員の主観的評価によるもの

(3) 関係機関との連携状況

<地域包括支援センター側からの視点>

- ・ 支援チーム員の面接技術（介入や話題提供等含む）が日々の業務の参考になる。
- ・ 自地域包括支援センターでできるところは実施、支援チームに頼りたいところは依頼したい。
- ・ 医療機関とのつながりができれば、自分たちでも行える。
- ・ 支援チーム員が地域包括支援センター経験者のため、包括職員の困りごとの理解が得やすい。
- ・ 支援チームが介入している期間は、地域包括支援センターにとって空白期間となる。地域で関わる利用者なので、空白期間を短くしてほしい。

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること

- ・ 利用者が地域に戻る際に円滑に移行できるように、支援チームが介入中でも利用者の動向を把握したい。
- ・ 相談したら同行訪問だとプレッシャーを感じるので、とりあえず相談を受け止めてほしい。
- ・ 課題整理ができれば、自分たちでできることもあるかもしれない。

<その他の関係機関からの視点>

- ・ 支援チームへの依頼方法として、医療機関の外来では「受診時」の状況しかわからないため、医療機関から直接依頼するのではなく、まずは地域包括支援センターへ連絡して生活環境などの実態把握をしてもらう。そのうえで、地域包括支援センターから支援チームに依頼するほうが、利用者にとってもよいと思う。
- ・ ケースの情報がそろっているのはありがたい。
- ・ 地域包括支援センターが支援チームと活動することで、包括職員のレベルが上がっている。

3 今後の方向性

本市では、平成 29 年度に支援チームを設置し、チーム員数を増員しながら、その機能を十分に発揮するための体制整備を行ってきたところである。

今般、5 年間の活動を振り返るとともに、関係機関へヒアリングを行った結果、支援チームがかかわることで、地域包括支援センターの技術が向上していること、また、地域包括支援センターの気持ちや困りごとの良き理解者であるとの意見があった。一方、地域包括支援センター側からも積極的な発言が見られることから、支援チームが地域包括支援センター職員の技術向上と意識の醸成に寄与し、一定の役割を果たしたと評価できる。

そのため、本市の支援チームについては、体制構築期を過ぎ、既に運用の安定期に入ったとみなすとともに、今後については、地域の社会資源、特に地域包括支援センターの強みを生かすための新たなステージに向けた支援が必要と考える。

以上のことから、令和 5 年度以降の支援チームの設置及び活動に当たっては、

<基本方針>

- 支援チームの主な役割を、従来の個別支援から、地域包括支援センターへの技術支援・伴走支援へ移行していく。

の方針のもとに、

- ・ 利用者と地域が途切れることなく関われるようにするために、支援チームによる支援者への相談支援機能の充実を図り、課題の整理や社会資源の有効活用の助言を行いながら、地域包括支援センター（主たる支援者）の技能向上を図り、ひいては地域の支援者が訪問支援対象者に主体的に関わることで、支援チームの負担を軽減する。
- ・ 一方で、今後、高齢者が増加する中で、地域包括支援センターの総合相談内容も認知機能の低下も含めた複合課題等の困難事例の増加が予測されることから、基幹包括支援センターとの連携を図りながら、個別事例の一体的支援、つまりお互いの知識や情報を共有し、適切な役割分担のもと主たる支援者と訪問支援対象者のシームレスなかかわりができることを目指す。